

質問者:自由民主党 石田真敏議員

石田真敏議員



自由民主党の石田真敏でございます。佐川さんには午前中に引き続いてとどうぞよろしくお願い申し上げます。1年前の今頃ですね。私はこの予算委員会の与党筆頭理事の席、菅原さんが座っておられる席で、佐川さんの答弁を聞いておりました。また、籠池さんの証人喚問も、この席で聞いておったわけであり、あれから1年が経ちました。しかし、まだこの森友学園問題がこうして予算委員会の中心問題である。誠に残念と言わざるを得ません。おそらく国民の皆さんは、もういいかげんに疑惑を解明して、われわれの日々の生活、あるいは日本の将来について全力を傾注して国会で議論してもらいたい、そういうふうになっておられると思うだけに、一日も早く、一刻も早くこの疑惑を解明していかなければならないと思っております。

そのためにも、この森友問題の現場である近畿財務局と大阪航空局、そして、森友学園側とのさまざまなやりとりでどういうものがあつたのか。そういうことは非常に重要でございます。佐川さんは、まさしくその現場での状況を国会の場で明らかにする、責任者であつたわけでございます。そういう意味で佐川さんに積極的にお答えをいただく。そのことがこの森友問題に関する疑惑を解明し、そして、この事態を収束させていく、そのためには必須のことではないかと考えておるわけでございます。ぜひ誠実な答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

午前中、参議院のほうで2時間余り質疑はございました。わが党の丸川珠代議員の質問に対しまして、佐川さんが答弁をされました。少し紹介をさせていただきたいと思えます。まず書き換えの指示について、安倍総理、安倍総理夫人、総理秘書官、さらには官房長官、官房副長官、総理補佐官、その他の官邸関係者から指示があつたかという質問に対しまして、明快に否定をされておられました。

また、麻生大臣、あるいは麻生大臣秘書官、そして財務省内で次官、官房長など大臣官房や他局の幹部からの指示があつたか、そういう質問にも明快に否定されておられました。そして、貸付契約及び売買契約での関与という項目に関しまして、安倍総理や総理夫人からの指示、あるいは、総理秘書官や官房長官、官房副長官、総理補佐官、その他の官邸関係者からの指示があつたかと、この質問にも明快に否定をされたわけでございます。そして、もう1つ。総理夫人が名誉校長であることで、貸付契約や売買契約に何か影響を与えたかとの質問にも、そういう影響はなかつた、そのように答弁されたと思えますが間違いございませんか。

佐川宣寿証人



間違いございません。

石田真敏議員

さて、今回のこの書き換えの問題というのは私は2つの面があると思うんです。

1つはやっぱり書き換えということでありまして、これは私も聞いたときにはびっくりしました。あつてはならないことがあつた。まさしく、行政全般に対する信頼、あるいは政治に対する信頼、国会に対する信頼、そういうもの全てを失うようなことになりまして、民主主義の根幹を揺るがす。そういうような大きな問題であつたというふうに思えます。

この書き換えについて今捜査中ということいろいろ答えられないというご発言がございましたけれども、いずれその真相はですね、明らかにして、そしてそ

の再発防止、どうやっていけばいいのか。これはみんなでしっかり考えていかなければならない課題だというふうに思っております。

この書き換えの問題ということ。このこと、そのこと自体が私は非常に問題だというふうに思いますが、もう1つの面は、書き換えによって削除された部分があるわけでありまして。その部分によって何が隠されたのか。そのことについても非常に重要であります。私は、けさの参議院での質問、そして、時間の配分の問題もございまして、この2つ目の書き換えによって何が隠されていたのか、そういう点から見ていきたいというふうに思います。

主に書き換えられた決裁文書は3種類ございました。主にですね、全部で14ですけれども、主には。まずは貸付決裁書、それから売払決議書、貸付決議書ですね。それから売払決議書、それから特例承認の決裁文書の3種類であります。

私は、この森友問題には大きく分けて2つのステージがあった。そのように考えております。第1のステージっていうのは土地の貸し付けを行うための交渉でありました。時期的に申し上げますと、平成25年の6月から平成27年の4月ごろまででありまして、このために必要であった文書は、特例承認の決裁文書と貸付決議書であります。それでよろしいですね。

佐川宣寿証人

大きく2つのステージということで、最初のところは特例承認と貸し付けということでございます。

石田真敏議員

その後状況が大きく変化をいたしまして、第2のステージになるわけでありまして、時期的には平成28年の3月以降ということになります。ここでは貸し付けから売り払いに変わります。そのために必要であった文書は売払決議書でございます。それでよろしいですね

佐川宣寿証人

それで結構でございます。

石田真敏議員

以下、それぞれについて時系列に沿ってですね、丁寧に見ていきたいというふうに思います。まず、資料を見ていただきたいし、パネルも見ていただきたいんですが。貸付決議書を見てみますと、この中で大きく書き換えられた、書き換え、あるいは削除されたっていうのは事案の経緯という項目でございました。

これを見ていきたいと思っております。まず、事の始めはですね、平成25年6月28日、籠池理事長が財務局に来所されました。本地の取得を検討している、そういうことを言われた。そのことから、事は始まっているわけでありまして。そして、平成25年8月21日。この部分が非常に重要ですので、読まさせていただきますと思っております。森友学園理事長が大阪航空局に来所、財務局同席。本件土地については、学校経営が安定する平成35年3月頃までは貸付を受け、その後購入することを希望している旨を聴取。対応方針について大阪航空局から現行の国有財産制度で対応できるのであれば貸し付けを検討してもらいたいとの意向が示され、本省理財局に相談の結果、貸し付けを検討する対応方針が指示されるということが平成25年8月21日の期日でございます。ただ、これは、貸付決議書には載ってございませんでした。削除されていたわけでありまして。そしてその後、平成25年の9月2日、用地の取得等要望書提出を籠池さんのほうはされました。そして、それを受けて、平成25年9月12日、大阪府の私学大学課を訪問し、今後の連携について近畿財務局が要請をしたと。まさしく以降、交渉が始まったわけでございます。こういう経過でよろしいですか。

佐川宣寿証人

大変恐縮でございますが、その書き換えが行われました決裁文書の文書については、ご答弁を控えさせていただきますが、今の事実関係について私が昨年ご答弁をしたものに基づいて申し上げますと、今委員がおっしゃられたように、25年の6月に公的取得要望というものを近畿財務局が出して、それで9月2日に先方

がその要望書を出してきて、それ以降、そういう手続きが始まるというのはそのとおりでございます。

石田真敏議員

以上、そのとおりだというお話をいただきましたが、そうなりますと、すでにですね、先ほど読み上げました平成25年8月21日の時点で森友側と近畿財務局、大阪航空局とで協議が行われ、売り払いを前提としてした貸し付けを行うという方針が決定されていたこととなります。以降の協議はこの方針のもとで行われたと考えてよいのか。佐川さんはこのことについてどのように認識されておられましたか。

佐川宣寿証人

大変恐縮でございますが、今の委員が言われたところは書き換えられた決裁文書の話ですので、これについてはコメントを避けますが、昨年の答弁について申し上げますと、先方が9月の2日に、取得要望書を持ってきた時にはもうすでに私どもに近畿財務局に貸し付けを前提にしてももちろん、最後は売り払いなんですけれども、8年半ほど貸してもらってその後買うという、そういう要望を持ってきたということでございます。

石田真敏議員

おおむねお認めをいただいたと思いますが、その後ですね、籠池さんがこの下にありますけれども、平成26年4月28日に総理夫人に関する発言をしたことが、これは貸付決議書ではなしに、特例承認の決裁文書に記載されているわけであり

ます。
午前中も質問があってお答えをいただきましたが、改めて、特例承認という用語を、特別の配慮をしたのではないかと、そういう国民の皆さんの中に疑念もございまして。特例承認の意味、そして今回の決済について、お答えをいただきたい。

佐川宣寿証人

昨年、衆議院の委員会だと思っておりますが、私、あの特例承認の意味についてご説明を申し上げました。普通、売り払い、国有地を売り払いが原則でございますが、貸し付ける場合もございまして。その場合、例えば、例えばですが、市町村で予算が通らないので何年か貸し付けていただいて、そのあと買うといったケースもございまして。

そういう意味では比較的短期間を貸し付けるということが通達に書いてございまして、3年と書いてございまして。ただ、これによらない場合には、本省の承認を得て行うということで特例承認通達というふうに部内で呼んでおりましたが、そこでこの案件は必ず買ってもらおうということで事業用の定期借地契約というものをつなぐことで必ず買ってもらおうことを担保しようと当時いたしました。

それは法令上そうした事業用定期借地契約は10年が最低期間でございました。従いまして3年の貸し付け期間という通達には当てはまらないわけでございます。それは本省の承認があると。そして特例承認の申請が近畿財務局から上がり、本省において、その特例承認をしたというのが経緯でございます。

石田真敏議員

特例承認という言葉は誤解を生みやすいんですけども、特別な配慮とかそういうことではないということでございます。そこでですね、先ほど申し上げましたように平成25年8月21日に方針が決定されて以降、交渉が始まっているわけですが、

そのような中で、先ほど申し上げました平成26年4月28日に交渉開始から8か月も経った時期の籠池氏からの総理夫人に関する発言ですね。これはその後の協議に関係したと思われませんか。佐川さんのご認識をお聞かせいただきたいと思っております。

佐川宣寿証人

今の委員が読まれたところは書き換え前の決裁文書の期日ということでございまして、その点についてはコメントを差し控えてさせていただきます。が、私

が昨年来、すいません昨年、この国会でずっと答弁をするにあたって局内でいろんなものを見て部内からいろいろな者の話を聞いて、それで貸し付けの契約、売り払いの契約について答弁をしたわけですが、その経緯の中で、総理夫人の影響があったというふうには思っておりません。

石田真敏議員

籠池さんの発言がその後の交渉に影響を与えたことはなかったということをお答えをいただいたわけで。それでは次に、その後の経過というものを見て参りたいと思います。少し飛びますけれども、その後、交渉が重ねられまして、平成27年の1月27日。大阪府私学審議会において、条件つきで認可適当の答申が出されました。そして2月10日には、国有財産近畿地方審議会において処理適当の答申が出されたところでありまして。それを受けまして財務局は、貸付料の見積もり合わせを森友側と実施をいたしました。が、実に3回不調になっているわけでありまして。そういう経過の中で3月26日、森友側から、ボーリング調査結果に基づき貸付料の減額と、くい工事等の工事費負担を要請をされる。そういうことが行われました。その後、検討された上で、ボーリング調査結果に基づき、貸付料の修正を検討するというので、4月の28日には再評価に基づく貸付料の見積もり合わせを実施し、合意に至るというふうな経過があったわけでございます。以上のような経過の中で別途、もう1枚のパネル。今の貸付決議書ですが、これは特別承認の決裁文書でございます。ここには1月8日の産経新聞のインターネット記事に総理夫人のことが出ていた、あるいは1月15日から2月16日にかけて複数の政治家から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないかとの問い合わせがあったということでございます。

それに対しまして、財務省は、財務省の法律に基づき適切な適正な価格を算出する必要があるため、価格についてはどうにもならないことなどを説明したということが記載されておまして、これは各政治家のところに書いているわけですね。一貫してこういう立場を財務省は貫いているということでございます。

実際ですね、強力な圧力があつたなら3回も不調になることはないというふうに思いますけれども、以上申し上げたようなことから、ここでも、総理夫人や政治家が貸し付けに関わつた、そういうことについて佐川氏はどのように考えておられますか。

佐川宣寿証人

再三で恐縮でございますが、今委員が読まれたのは、書き換えが行われた決裁文書でございますのでそこについては答弁を差し控えさせていただきますが、昨年の答弁に基づいてお答えを申し上げますと、貸し付けの契約につきましては、最初に不動産鑑定にかけた価格、その後、森友学園がボーリング調査を行った結果、地盤のことについての説明があつたので、再度まさに不動産鑑定で客観的な価格を出して、それに基づいて貸付契約を行ったということでございますので、いずれにしても価格につきましては、不動産鑑定士における価格に基づいて契約をしたということでございます。

石田真敏議員

ここに書かれているように圧力で変わったということではないというふうに理解したいと思います。ちなみにですね、話題になっております総理夫人、谷さんより、総理夫人付きですね、谷さんより、籠池さんに平成27年の11月17日付のファックスが送られた件でございます。これは谷さん宛てに籠池氏が手紙を出されて、それに対する回答ということでございます。そして内容はですね。大変恐縮ながら、国側の事情もあり、現状ではご希望に沿うことはできないようでございますというような、いくつか細かいことをずっと書いてますけれども、結局、結果的にはゼロ回答でありました。もう1つですね。この手紙のやりとりがあつたのは平成27年の11月前後でございますけれども、先ほど来、申し上げましたように貸付料はもうすでにですね、平成27年の5月に決着をしていたわけでありま

す。ですから私はこの貸付料についてですね、総理夫人あるいは総理夫人付の谷さんの影響があったというふうには思っておりませんが、午前中の質疑で、総理夫人付の谷さんと田村室長のやりとりは電話でのやりとりのみだとの趣旨の証言をされましたが、谷さんと理財局関係者とのやりとりは貸付契約後に行ったこの1回だけなのか、貸付前も含めて何度もやりとりがあったわけではなかったわけではないということの良いのか、お聞かせいただきたいと思います。

佐川宣寿証人

その谷さんから田村室長に連絡をした後のファックスの話は昨年も国会でご議論になりまして、私はそのときの谷さんと田村室長との電話でのやりとりについて室長にヒアリングを行いました。報告を求めました。そのときの田村室長のお話では、その時1回限りということでした。

石田真敏議員

念のためもう一度お伺いしますが、その後のですね、売り払いの際も含めて、谷さんからの影響は一切なかったと理解してよろしいですか。

佐川宣寿証人

私が昨年ずっと局内で聞いていることでは、国会でご答弁をしたという中ではその1回限りという理解でございます。

石田真敏議員

貸し付けに関わってですね、もう一つ、疑問が呈せられていることがあります。それは先ほどの見ていただいても、森友側からですね、ボーリングの調査結果、これについての指摘があり、当初、貸付料が3285万円だったものが2725万円に減額されているわけでありまして。公表されている法律相談文書、財務局の法律相談文書では種々検討されているようですが、なぜ減額されたのかお聞かせをいただきたいと思います。

佐川宣寿証人

お答えします。その法務部門との内部文書についてはちょっと私が理財局長終わった後の話でございますので、ちょっと詳しいことは承知してございませんが、そのときに先方が豊中市との間での開発協議を先行するためにボーリング調査を事前に行っておりまして、その結果について軟弱地盤だということを申し上げ、先方が言ってきて、それで財務局としては、そういうことであれば客観的にもう一度不動産鑑定価格にかけましようというふうにして2回目の不動産鑑定価格をやった結果、貸付料が下がったというふうに理解してございます。

石田真敏議員

以上が貸し付け契約に関するものでありまして、これといったですね、疑念を抱かせるようなことはなかったというふうに思います。さて、次にですね。今申し上げたのは第1ステージということをお願いしたけれども、てんまつでありですね、このまま工事が進んでいけば何も問題なくですね、小学校は建設されていたはずですね、いかがですか。

佐川宣寿証人

当時、最初その学校に使用するのを28年3月末までというのを、一度延長しまして29年の3月末までということになっておりまして、そういう意味では29年の3月末、29年の4月の開校に向けて準備を進めてきたというふうに認識でございます。

石田真敏議員

ところがですね、平成28年3月新たなゴミが発見されたことで、第2ステージが始まったということになるわけでありまして。これに関しては、この売払決議書でございます。少しですね、重要なので、読ましていただきたいと思います。

本件売り払いに至る経緯について、1番、大阪航空局が行った事前調査により、本地には土壌汚染及びコンクリート殻等の地下埋設物の存在が判明しており、国はこれらの状況を学園に説明し、関係資料を交付した上で貸付契約及び売買予約契約を締結している。が、赤字のところですね、学園が校舎建設工事に着

手したところ、平成28年3月に国が事前に学園に交付した資料では、想定し得ないレベルの生活ゴミ等の地下埋設物が発見された。2番目、学園の代理人弁護士からは、本地は小学校運営するという目的を達成できない土地であるとして、小学校建設の工期が遅延しないよう、国による即座のゴミ撤去が要請されたが、大阪航空局は予算が確保できていない等の理由から、即座の対応は困難である旨を学園に回答した。3番、これを受けて、学園の代理人弁護士から本来は国に対して損害賠償請求を行うべきものと考えているが、現実的な問題解決策として、早期の土地買い受けによる処理案が提案された。

具体的には、国が本地の現状を踏まえた鑑定評価による売り払い価格を示し、学園はその金額が納得できれば、本地に関する今後の損害賠償等を行わないとする条件で売買契約を締結するという提案であった。4番目、学園の提案に応じなかった場合、損害賠償に発展するとともに、小学校建設の中止によるさらなる問題発生の可能性を含めて、当局および大阪航空局にて処理方針を検討した結果、学園の提案において、鑑定評価を行い、価格提示を行うこととしたものである。なお、国と学園が締結している定期借地契約は、学園は借地期間内のいつでも本件土地を国から買い受けられることができると想定している。このように売払決議書の中にあるわけでございます。すなわち、10年間の貸し付け後、売り払うというものが一転して、売り払いに大転換が行われたのがこの時期であったわけでありまして、それでよろしいですね。

佐川宣寿証人

委員が今言われた文書については答弁差し控えますが、事実関係としてはもうまさに28年3月11日に新たなゴミが出てきて、この状態では1年後の開校が危ぶまれるということございまして、本来なら国がそのゴミを除去して先方に売るという手もあったんでございますけれども、それでは入札等時間がかかって間に合わないということで、先方からもつそのまま撤去費用を控除した値段で買い受けというそういう経緯でございます。

石田真敏議員

これは森友側がですね、損害賠償請求も辞さない姿勢を見せる一方で、近畿財務局と大阪航空局は、損害賠償請求と学校建設中止によるさらなる問題の発生を懸念したことで、早期に売却による抜本的解決を図ったものと思われまして、それでよろしいですか。

佐川宣寿証人

昨年も答弁申し上げましたが、損害賠償請求のところは当局側もずいぶん意識

石田真敏議員

そしてこの間でですね。実はきのうの毎日新聞のコラム「風知草」で指摘されているようなことがあったようでございます。見ていただきたいんですが、平成28年3月16日の籠池夫妻が、業者や財務局職員らと話し合った音声データ、それによりますと、交渉全編を貫く主題は籠池夫妻による財務局の糾弾であり、前理事長は業者の記録、このパネルでございまして、これは昨春ですね、鴻池参議院議員事務所から出たものでありまして、籠池前理事長はですね、業者の記録を読み上げ、ゴミの不法投棄に加担した財務局の民事上刑事上の責任を厳しく追及したとあります。このようなこともあり、交渉を境に急転をいたしまして、3カ月後に払い下げられました。佐川さんはこの状況の変化についてどう認識されていますか。

をしております、そのために、先方に除去費用を控除して売るに当たっては、今後一切、国が瑕疵担保責任を負わないというその免除特約条項つけるということも含めまして、土地の売り払いの契約を結んだ次第でございます。

佐川宣寿証人

まず籠池理事長夫妻が財務省に来たというのは事実でございまして、そこで私どもの審理室長が対応したと、その結果どうだという報告を室長に当時の国会のご議論もあって求めまして、そこについてはもうとにかくこの新しいゴミができて、学校建設が間に合わないではないかと。何とか早く対応してほしいと強く言

われて、室長の方から、とにかく現場、近畿財務局と大阪航空局できちんと対応するようというのを申し上げたと。ただ、それ以外の音声データのあるなしについては相当、先方のご夫妻からいろいろ言われてちょっとどういうふうに言われたかもよくわからないことでしたというのは、室長の、私に対する報告でございました。いずれにしても早い対応ということで財務局側と航空局で一生懸命やったということだと思います。

石田真敏議員

この森友問題ですね。当初からの国有地が8億円も安く売却されたことについての国民の疑念があるということでもあります。それはまさしく一転、売り払いに転じてからの協議の中で決定されていたものであって、経緯から見ても、よくですね、総理夫人とか政治家の関与があったのではないかと疑念があるわけですが、佐川さんはどう認識されていますか。

佐川宣寿証人

これはそういう3月に新たなゴミが出てきて、まさにその国のほうの瑕疵(かし)でございまして、何とか対応しなくちゃいけないということで、まず最初に、大阪航空局においてその専門的な知見を持ってゴミの撤去費用を算定したわけでございます。

その後不動産鑑定にかけて、更地の価格を出したということでございまして、その結果として、9.6億という不動産鑑定から大阪航空局が先に出した8.2億を引いた金額が売り払い価格の1.3億ということでございます。

石田真敏議員

問題はですね、ゴミの処理費用、これが適切であったかどうかということになるわけでもあります。ゴミの処理費用の算定についてですね、3月16日付の朝日新聞では、業者が偽の報告書を書かされた、そのように報じられているわけですが、同じ記事の中で同じ業者さんが全体のゴミ撤去費として約9億6000万円と試算しているということも書いているわけでもあります。また、近隣の豊中市の給食センター用地、これも同じような状況の中で、豊中市に売り払われたものでありますけれども、この用地は、森友学園用地よりも面積が小さいにもかかわらず、今言われております埋設物の撤去費用は14億6000万円。そのように言われているわけでもあります。いずれにしても、算定方法は違いますが、大阪航空局がらみの一連の土地のゴミ処理費用というのはこの程度の巨額の費用を必要としたのも事実ではないかと思いますが、佐川さんのご見解をお聞かせいただきたい。

佐川宣寿証人

ゴミの撤去費用の積算に関しましては、私としては専門知識がございませんので、そこは大阪航空局が工事積算基準といったようなものを用いてきちんと算定したというふうには私は理解しております。

石田真敏議員

そして、以上のように見て参りますとですね。新しいゴミが出てからの交渉、そういう中で、まず、総理夫人や政治家の関与というのはなかったということでもあります。それではどういうことだったのかということをお考えすると、小学校建設という公共性のためそして国有財産の早期売却のためにですね、籠池さんという、ずっと経過見てみますと本当にタフネゴシエーターだというふうに思いますけれども、その方を相手にして新たなゴミがあったというような想定外の課題に直面しながら、現場ではですね、ミスもありながら、本当に苦労されたこともよく分かるわけでもあります。ただしかし、そうであるならば、なぜ決裁文書のこれまでの経緯や売り払いに至る経緯についてほとんどの部分を削除したのか理解に苦しみます。これは答弁をお願いしても答えていただけないかもわかりませんが、何か思う事があったらおっしゃっていただきたいと思っております。

佐川宣寿証人

大変恐縮ですが最後の部分は委員のおっしゃる通りで答弁は差し控えさせていただきますが、最初の部分につきましては、ご理解賜りたいと思うのは国有財産部局にとってはやはり国有財産の有効利用、その中でも、国有地を売却していくというのは大きな仕事でございます、本件のような、土壌汚染とか廃棄物が入ってるようなものを公共用の小学校として売るというのは大変難しい案件だったろうというふうに思います。そういう中で、さまざまなことが起きる中で、そういう担当の職員の方は大変工夫をし、苦労しながらギリギリの対応をしていたということが私の理解でございますので、そこについてはぜひご理解を賜りたいというふうに思っております。

石田真敏議員

最後のですね、売り払いに関わる経緯についても今見てきたわけでありませけれども、これを含めてですね、森友問題、一刻も早く事実が明らかになってですね、この国会で、前向きな議論ができるような、そういう状況にさせていただきたい、そのためには、佐川さんにもですね、しっかり対応していただきたいなというふうに思います。それで、先ほども申し上げましたように、これにはもう一面、この問題にはありまして、書き換えそのものですね。書き換えそのもの、やはりこれはですね、先ほども申し上げましたけれども、本当に言語道断ということになるわけでありまして、私はあえて申し上げれば、これは東芝の問題もありましたし、あるいは、データ改ざん等々もありました。本当に倫理的な退廃ではないかと。やはり職業意識、職業倫理、職業規範そういうものについてももう一度ですね、われわれ日本国全体で厳しく律していかなければいけない、そういう時を迎えているんじゃないかってそういうふうに思います。時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。